

監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人国民生活センター（以下「法人」という。）の平成 26 事業年度（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）の業務、業務実績報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行った。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、業務実績報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

- 1 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認められる。
- 2 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- 3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令に違反する重大な事実は認められない。
- 4 財務諸表等は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- 5 業務実績報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 リスク管理体制の整備について

昨年及び本年の年次監査において、法人のリスク管理体制に関し、部署ごとに①リスクの把握、②リスクの評価、③リスク対応体制、④モニタリング体制、⑤リスクマネジメント PDCA につきどのような体制を整えているか、監査を実施した。その結果は、上記①～⑤の各項目ともとらえ方にばらつきがあり、特に、リスク項目の把握については精粗が顕著であった。従来、リスク管理体制に関し、組織として統一的な取り組みがなされてこなかったことから、やむを得ない面もあるが、通則法の改正・施行を機に、法人も平成 27 事業年度より、リスク管理規程を制定し、リスク管理委員会によりリスク管理体制の整備に努めることとなった。組織一丸となったリスク管理体制への取り組みが求められる。

2 入札及び契約関係の適正化について

入札及び契約関係については、年間を通じ関係書類の閲覧、質問等による監査を実施している。平成 20 年 1 月以降は、平成 19 年 12 月の随意契約見直し計画も織り込んだ監査を実施し、さらに平成 21 年 12 月外部有識者 3 名を加えて契約監視委員会を設置し、平成 22 年度以降は、同委員会を四半期ごとに開催し、契約の適正化を図る体制をとっている。平成 26 年度対象契約については、本年 5 月までに合計 4 回同委員会を開催し、随意契約・一者応札等の改善状況の点検・見直しを実施した。その結果、平成 26 年度の契約は、いずれも規定に沿って行われ、不適切なものは認められず、全体として見直し計画に沿った発注が行われていると認められた。また、2 年連続して一者応札・応募となった案件につき作成されたフォローアップ票を同委員会にて点検を行った。同委員会の議事録及びフォローアップ票は、法人のホームページにて閲覧可能である。

平成 27 年 6 月 23 日

独立行政法人国民生活センター

監事（非常勤）

高橋京太 

監事（非常勤）

川戸恵子 